

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

厚生労働大臣



令和7年4月14日付け（4月23日受付）の行政文書の開示請求（開第197号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案説明資料（令和7年3月）

2 不開示とした部分とその理由

	不開示部分	不開示理由
1	特定の事故事案に関する情報（p19上）	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とした。
2	労働基準監督署の監督指導等の端緒等に関する情報（p50、p54、p55、p56、p69、p70上）	公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報、また、労働基準監督署の検査に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものであり、法第5条第4号及び第6号イに該当するため、不開示とした。
3	今後の審議、検討又は協議に関する情報（p4、p14、p19下、p36、p43、p44、p46、p64、p70下、p71、p72、p80、p82、p83、p96、p98）	審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであり、また、厚生労働省が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、厚生労働省の事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第5号及び第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。